360 三%

北海道自然保護連合通信

No.47 1991 1

ねぐらの上流にゴルフ場計画

タンチョウが危ない!





89年11月、石狩管内広島町でゴルフ場から野路11月、石狩管内広島町でゴルフ場かれて、
東ゴルフ場の農薬汚染が現実のものとなり、水源近くのゴルフ場計画に反対する声が大きくなってきた。また、千葉県で明らが大きくなってきた。また、千葉県で明らが大きくなってきた。また、千葉県で明らが大きくなってきた。また、千葉県で明らが大きくなってきた。また、千葉県で明らが大きくなってきた。また、千葉県で明られた。

考えられる。 流れ、地下水動態に変動をあたえることが タンチョウの冬越しに欠かせない湧き水の 農薬の汚染を引き起こす。それだけでなく、 ると工事のために土砂が流出することや、 とが明らかになった。ゴルフ場が建設され のすぐ上流にゴルフ場が計画されているこ 冬を越すのである。ところが、このねぐら 場所を選んでねぐらを作る。そして集団で に集まり、 である。タンチョウは冬になると釧路湿原 川はタンチョウのねぐらともなっているの る雪裡川の上流に計画されているが、この である。このゴルフ場は釧路湿原に流入す 計画されている「鶴居カントリークラブ」 生してしまった。釧路湿原上流の鶴居村で このなかで、またひとつ新たな問題が発 湧き水が豊富で川が凍結しない

地元鶴居村では、このゴルフ場を地域振りまさせ、このゴルフ場について考えてい。さらには、釧路湿原全体の環境保全とい。さらには、釧路湿原全体の環境保全とも関連させ、このゴルフ場を地域振りである。

鶴居カントリークラブの計画概要

ョックによる景気変動であった。 で中止されている。中止の原因はオイルシ 明しよう。荒れ地となっている西半分の約 のゴルフ場計画を特徴付けているので、説 が散在している。この荒れ地の存在が今回 林、西半分が荒地となっていて、 ダモを主体にした北海道の典型的な雑木 する。計画地は東半分が、ハンノキやヤチ なり、同村市街地の東約3㎞の地点に位置 西部に流れ込む雪裡川の上流に計画され 100 haは、実は15年前にゴルフ場開発を いる。行政区画は釧路管内阿寒郡鶴居村に 一度行った場所なのである。山林を切り開 鶴居カントリークラブは、釧路湿原の北 おおまかに造成工事を行ったが、途中 シラカバ

東半分は二次林になっている。シラカバ、東半分は二次林になっている。シラカバ、め、針葉樹に関してはカラマツの植林地が一部あるだけである。計画地のなかでタンチョウの営巣は見つけられていない。タンチョウの利用はほとんどないようであるが、エゾシカ、キタキツネの足跡が観察できた。

のまり、ことも多くのゴルフ場予定地と同じく、ごく普通の自然である。けれども、メンチョウのねぐらの水源であることか、タンチョウに深く関わった場所には違いなタンチョウに深く関わった場所には違いない。

タンチョウへの影響はないのか

このゴルフ場の排水の一部は、予定地西

> 照)。 染河川となると見込まれるのだ。(地図参のタンチョウの採餌場が濃度の高い農薬汚

公開質問状と回答

居村に対して公開質問状を提出し「鶴居カ北海道自然保護連合では昨年12月20日、鶴要な影響がでることが予想される。そこで要な影響がでることが予想される。そこでように鶴居カントリークラブが建設このように鶴居カントリークラブが建設

の全文を紹介する。 い、タンチョウへの影響についてどのようが、タンチョウへの影響についてとができての設問に対して回答を得ることができた。やや長くなるが、1回目の質問と恒点にあり、農薬流出問題に重点ない、タンチョウへの影響についてどのようか、タンチョウへの影響についてどのようか、タンチョウへの影響についてどのようが、カーショブを積極的に誘致している

公開質問状の含みない

錠者和三郎 鶴居村長殿

「タンチョウの給餌場近く 一畝 月4日付け北海タイムスの記車私たち北海道自然保護連合はさる90年11

居村ゴルフ場計画 東京の企業 で入手いたしました。 を入手いたしました。

ものと考えられます。 ものと考えられます。 ものと考えられます。 ものと考えられます。 ものと考えられます。 ものと考えられます。 ものと考えられます。

問いたします。 ちましたので、貴村に下配の質について以下のような疑問をも できましては同ゴルフ場計画

の質問と回答 いてそれぞれ費材の考えとその根拠を具体月16日、すべ と思われます。つきましては以下の点につみた。設問は 後に水質、野生生物に影響があるかどうかいてどのよう して、実際にゴルフ場造成中及びんかせいいてどのよう して、実際にゴルフ場造成中及びんかせいいてどのよう

① いかなる大量降雨時にも農薬流出が

のでその前には農薬は散布しない。い。また、大雨については当然予想できるオルガノ)使用するため流出は考えていな展薬の流出かないよう吸辞剤(オルパール、展薬の流出かないよう吸音剤(オルパール、

《回答》 ゴルフ場外への農薬の流出かなか。 というなもので、どの程度でしょうとはどのようなもので、どの程度でしょうと 農薬の使用によるタンチョウへの影響はどのようなもので、

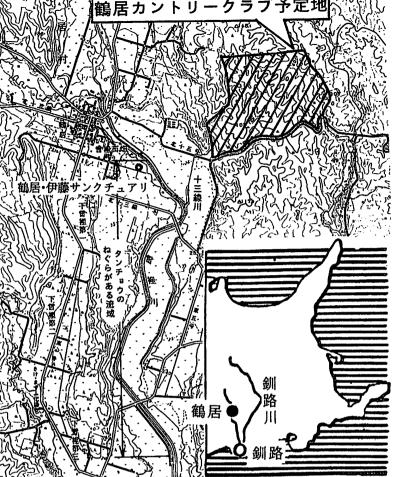
いる。

「のをというには影響はないものと考えていまうに対処しているため雪裡川に生息すいように対処しているため雪裡川に生息すいまうに対処しているの農薬の流出かない。

農薬の散布はおこなわない。 なお、ゴルフ場の営業は、冬期間休業し

度である。 水質目標値の1/1、000程度の飯量濃水質目標値の1/1、000程度の飯量濃でも厚生省令で定められた飲料水に係わる

ている。 なくのに近くなるので危険性はないと考え し、農薬吸着剤を使用することにより限り 当ゴルフ場においては周辺環境に配慮



輸展カントリークラブはタンチョウの生活の場のすぐ上流に配

ここにゴルフ場の排水が タンチョウはこの十三線川で飲みエサを採る、

である。 において15年前にゴルフ場造成工事が行わ 流出及び保水性の面からも問題の多い土地 れ、その後放置されていることから、土砂 《回答》 計画地の半分を占める広い免責

後においては芝及び造成森林で被覆する。 生じている問題はなくなるものと考えてい を設け土砂の流出を防止することから現在 し調整池及び沈砂池、 さらに、土砂流出防止のため各コースに対 け沈砂池、 ゴルフ場造成工事においては工事に先が 調整池を設置し、ゴルフ場供用 しがら柵、 フトン篭

土砂流出はどのようにして防止されます ると思われます。造成中あるいは完成後に の分析をおこない安全性を確認する。 の飼育をおこない定期的に魚体の残留農薬 着処理をおこないモニタリングとして魚類

場無い調整池においても農薬の吸

川底への土砂流出によりタンチョウ

「ねぐら」が失われる可能性があ

ようか。 河川 の水量変化は防止できるのでし

(5)

多くなるものと考えられる。 ては芝、造成森林で覆われるため保水力は 水性は極めて低い。ゴルフ場供用後にお 約半分は現況人工裸地に改変されており保 《回答》 ④の項で延べたように計画地

うか。

り凍結しない水温の比較的高い場所を選び 与えることはほとんどないものと考えてい 工事はないことから、 6 また、分水界を大幅に変更するような土 タンチョウは 「ねぐら」を湧水によ 河川の水量に影響を

は極めて深部であり、造成工事による地下 ます。地下水動態への影響はないのでしょ 水脈の切断は無いため地下水の減少は考え 《回答》 計画地における地下水の帯水層

れ保水力が高まるため地下水への供給源に また、現況裸地は芝、 造成森林に改変さ

> 回答へのコメント 農薬問題、

もなりうるものと考えている。

①について ちは次のような意見を持っている。 この回答を読んでみてどのような印象を持 たれただろうか。この回答に対して、 1、については、以上のような回答を得た。

いては じるということは、 大雨が降り、惨事を招いたものである。 降雪を予想して散布した際、予想に反して 先年の広島町での事故は雪腐れ病予防薬を れは問題ではないか。それから、 には耐えられないことを意味している。 30年確率の降雨強度に対しての対策を講 「予想できる」根拠はどこにあるのだろ 「当然予想できる」としているが、 30年確率以上の強い雨 大雨につ

元に電話で問い合わせたところ 実地でのデータが十分でない。実際、 トリークラブの担当者談)と認めるように 使用例は聞いていない」(株式会社鶴居カン ールは新製品であり、「実際のゴルフ場での かし、ここに名前の上がっている、オルバ に混合して使用する方式をとるらしい。 めるものを使用し、 を使用するグリーンやティーには地下に埋 また、吸着剤は農薬使用量の6~7割り フェアウエイでは客十 販売

とであった。新製品ということは、 いないことを意味する。 効果に加え、 タンチョウは、いまでも絶滅の危機にあ 「稼動中のゴルフ場はまだない」とのこ 効力の持続期間もわかって 実地で

地下水問題に関する

考えてあるとしたら、タンチョウそのもの

か。もし、使用しながらデータを収集する ない農薬吸着剤を使用してよいものだろう

を実験台にすることを意味する。

最も重要なことは、

回答には具体的根

②について

ではないだろうか。

ない」というのは環境の保全はできないの

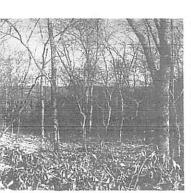
だ。考えの具体的根拠を示さず

「考えてい

い」と意見を述べたにすぎないということ が示されておらず、ただ流出は「考えいな

が伝わらなかったのだろうか。 タが欲しかったのであるが、こちらの意図 はなく、実際に用いる手段についてのデー いて判断するつもりであった。村の考えで は実際の使用データをもとに農薬流出につ というのがまず問題である。こちらとして ①と同じく、科学的データを示さずに 「農薬の流出がないように対処している

チョウはゴルフ場からの排水が直接流れ込 川に生息する」としているが、じつはタン 回答のなかにタンチョウについて



4

響を与えるゴルフ場が、実地での使用例が

第三者による効果の科学的データも

る動物である。

そのような動物の生息に影

流の合流する場所より上流で、タンチョウ のだ。農薬が流入した十三線川が雪裡川奔 む十三線川でドジョウなどを採食している が、まさか九月を冬期とは考えていないだ 集合する。 裡川に集まりだし、 を計画したのだろうか。 のである。この事実を知らないでゴルフ場 は高濃度の農薬汚染を浴びるかもしれない るが、タンチョウは早いもので九月末に雪 そしてゴルフ場は「冬期間休業し」とあ 冬期間農薬の散布を停止という 10月にはかなりの数が

タンチョウへの危険が現実のものになるの ろう。ゴルフ場が営業している九月には、 いだろう。 チョウの生息環境が保全できるとはいえな である。 冬期間の農薬散布停止だけでタン

での濃度なのか、示されていない。 係わる水道水の暫定水質目標」 記されてなかったので、 布直後の値なのか、 1/1、000程度」とは排水のどの段階 発生することにある。 も植物連鎖の高次段階では高密度な汚染が 基準として設けられた。ところが生物濃縮 影響が生じない水準を基とし」とものであ わたる連続的な摂取をしても、人の健康に 生省令で定められた「ゴルフ場使用農薬に 理解すればよいのか判断できなかった。 厚生省令で定められた「水質目標値 危険な点は、 飲料水として直接摂取した場合の安全 非常に微量な濃度であって 降雨直後の値なのか明 厚生省令に従うこと 数字をどのように は 「生涯に 農薬散 厚

⑥について

③について

たものになり得るのか疑問を感じた。 のデータがタンチョウの健康状態を反映し 消費者としての位置が異なっており、 に利用する魚とタンチョウでは生態系での いことも疑問てある。 い農薬についての使用濃度が明示していな で十分とはいえないのではなかろうか。 厚生省令では水質基準が定められてい また、

減少や地下水動態の変動がないと本当にい うが、このような利用を行って、 は、地下水を利用することが明記してあり、 凍りついたとしたらどうなるのだろうか らとしている地域で湧き水が不足し、 えるのだろうか。もし、 コースへの散水には自然水を利用すると ゴルフ場完成後の飲料水及び雑用水に 地下水の

行われたのでしょうか いますが、地元住民へ向けての説明会は 雪裡川周辺には農地、 酪農地が広がっ

集水管

集水管

説明会 説明会」は平成3年1月末の開催を予定を 成2年12月18日 産水質汚濁防止対策協議会への説明会。 《回答》 地元住民への「ゴルフ場開発についての 平成2年12月17日 自然保護関係者に対する 釧路管内水

鶴居カントリークラブの

農薬除去システム

(オルバールが農薬吸着剤)

砂層

表土

パパパパパパパパパパパパパパパパパルパール混合層 集水層

している。 とされている崩壊など災害の防止との整合 採されるとした場合、ゴルフ場造成の理由 森林伐採が行われるのでしょうか。もし伐 性はあるといえるのでしょうか。 ゴルフ場造成に当たっては今後新たな 当ゴルフ場計画地は、現在より

グリーン及び

『ティーグランド

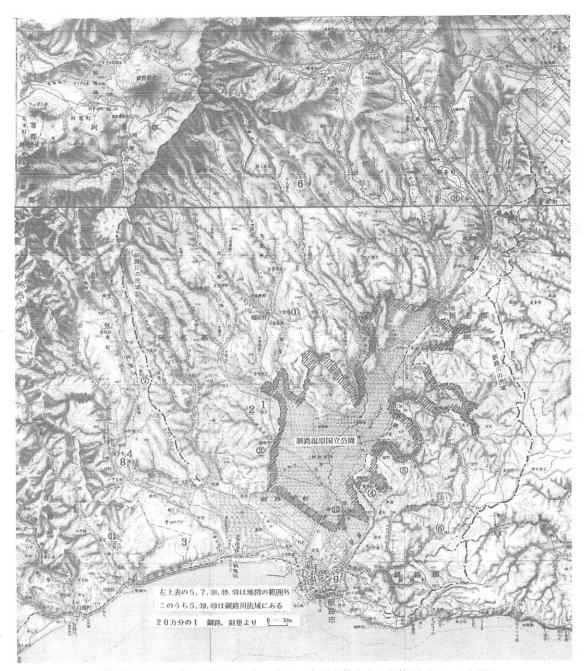
フェアウエイ

続いて2番以降の質問に移る、 タンチョウのねぐ モニタリング 川が 魚類



うな フ場が工事途中で放棄され、 この災害防止策も兼ねているというが

6 haと普通自然林遅滞と伐採跡地の約18 8割の完成段階で当時のオイルショッ 15年前に一度ゴルフ場造成工事を行い、 分に行い、 て整備し、 面の緑化も不十分な事から崩壊が進み将来 半を占め、 樹木が殆ど無く裸地になっている部分が大 造成工事が行われ中止された地域は、現在、 影響により工事が中止された地域約97、 た 自然環境が保たれるものと考えている。 を行う事により、 において大量の土砂流出の危険が考えられ それ以外の地域の造成工事については そのためにこの地を再度ゴルフ場とし 4 haとに大きく分けられる。ゴルフ場 芝の管理もされず切土、 切土盛土法面の整備と植栽緑化 コース内、 今よりもより良い安全な コース間の植栽を十 盛土法 クの 約



釧路湿原周辺のゴルフ場はこんなにある、水源を保全する対策がぜひとも必要だ

市 ています。 の最中に第1期工事が行われる予定になっ く恐れはないとお考えでしょうか で開催されるサムサー 作業工程表によると1993年に釧路 このことにより国際的批判を招 ル条約締結国会議

いう保証はあるのだろうか。

について聞いた さいごにラムサー

ル条約との

関 係 回生じた失敗を、

今回は繰り返さないと

までに裸地のまま放置されたものという。 ルショックが発生し、工事中断のまま現在

それから、

現在裸地になっているところ

15年前にゴルフ場造成工事途中でオイ

土砂流出防止策に関する回答

ても森林破壊につながるものとは考えてい

計画であると聞いており、

この地域につい

現在残されている樹木森林を70%以上残す

のが問題だろう。 につながるものとは考えていない」として かったのである。 の生息に影響を与えるのか、 は、現在の森林を30%伐採することであり、 の程度のものか判断できないのである。 村の判断を回答されても、 いるのか、考えのベースが示されていない 森林の生態系が改変されるのはさけられな 一壌につながるものとは考えていない」と どの程度生態系が変化するのか、動物 の回答もデータがない。 現在の樹木森林を70%以上残すこと なにをもって「森林破壊 自然の改変がど それが知りた とくに るよう指導する考えである。 実施については細心の注意をもって施行す なお、会議開催期間中に係わらず工事の

ののなけり日曜か

釧路湿原周辺のゴルフ場一覧(1990年12月現在)								
名	称	所	在	地	規	!	模	
☆稼動中のもの								
1 釧路カント	・リークラブ	阿寒郡鹤居	3村下幌8	로 	36 H			
2 風林カント	リークラブ	阿寒郡鶴居	居村幌呂		27H			
3 釧路空港コ	イルフクラブ	白糠郡白糖	读町大楽	E31	27 H			
4 阿寒カント	リークラブ	阿寒郡阿寒	医町舌幸		27 H			
5 弟子屈カン	ノトリークラブ	川上郡弟	子屈町弟	子屈原野	18H			
6 摩周湖ゴル	レフクラブ	川上郡標著	茶町中久	苦呂	18H			
7 厚岸ゴルフ	クラブ	厚岸郡厚	却尾架		18H			
	アルバレイゴルフ場	阿寒郡阿罗	修町富士!	見	9H			
9 釧路市民二	イルフ場	釧路市緑点	が岡3-1		9H			
☆計画中のもの								
① 鶴居カント	・リークラブ	阿寒郡鹤周	舌村西2-	1	36 H	245ha	申	
② 鹤居観光桥	株式会社	阿寒郡館原	居村オン	ネナイ	18H	135ha	申	
③ レイトンス	スペース関連事業	阿寒郡阿罗	寒町仁々	志別	27 H	257ha	申	
④ 京都東山麓	見光株式会社	釧路郡釧	路町遠矢2	28-1	18H	139ha		
⑤ 株式会社		釧路郡釧	格町達古道	武	18H	258ha		
⑥ リバトン針	川路湿原観光 K K	釧路郡釧	絡町トリ	トウシ	18H	160ha		
	8	阿寒郡阿罗	寒町下徹	别	18H	146ha		
	カンノリークラブ	川上郡標	茶町栄219	9-1	27 H	263ha	許	
	別カントリークラブ	白糠郡音》	別町中音	別630	36H	285ha		
⑩ 弟子屈総合		川上郡弟-	子屈町美	留和	18H	206ha		
① 白糠ゴル		白糠郡白	睫町泊別		18H	250ha	許	
② 白糠ゴル		釧路市広	里		? H	180ha		
⑬ 出野ピレ、		川上郡弟-	子屈町川	湯	9H	? ha		

みを優先しているからである。

設にはたった5つの法律しか関係していた

いる。なぜなのか。それは日本の法律が、開発する権利の

これだけ騒がれているのに、まだまだ新規開発が続いて

注:「申」は申請中、「特」は許可待 釧路自然保護協会「釧路管内のゴルフ場」より

ラムサール条約との関係に関す

域はゴルフ場計画跡地であり、全く新規ゴ

一期工事として予定している区

ルフ場ではなく、茶褐色の裸地のままの状

置する事こそ湿原を取り囲む当村として国 況では土砂流出の危険があり、このまま放

際的批判が出るのではないかと考えてい

が、国立公園周辺であることや、15年前の 置付けられた例は広島町などでもあった だろうか。災害防備策としてゴルフ場が位 なら植林を実施しても良かったのではない 国際的批判を招くおそれがあると考えるの

る回答へのコメント

教訓を考えた上で、ゴルフ場が最もふさわ 裸地を放置することが危険であり、か

出への対策が、このような不安なものであ 上のような内容だった。ゴルフ場の農薬流 しい土地利用方法であるのだろうか。 僕たちが提出した公開質問状の回答は以

ラブ撤回の英断を下されることを期待した えなくなる。鶴居村長が鶴居カントリーク るとタンチョウの将来はとても安泰とは

ゴルフ場はなぜ止まらない

用され、資任官庁からの許可や届け出が必 はできないのであろうか。 リークラブを見てみよう。着工までにクリ ある。こんどは法律の面から、鶴居カント 場規制要網を制定する必要が生まれたので このことが問題になって、自治体がゴルフ 場の建設規制には役立たないことが多い。 要となる。しかし、それらの法律はゴルフ ども森林法をはじめ、いくつかの法律が適 的手段でゴルフ勘建設の中止を求めること のゴルフ場は建設されないほうがよい。法 ゴルフ場建設に専用の法律はない。けれ さて、タンチョウの将来を考えると、こ

> 場のように問題が大きくなった開発行為も 規制を目的としたものでないため、ゴルフ

規制することができないのである。環境保

環境の保全優先の法律に再編成することだ 全を進めるうえでの大きな課題は、法律を 開発にはめんどうな許可申請がほとんどな け出だけで済まされるのである。ゴルフ場 2「林地開発行為許可」だけで、あとは届 庁の許可が必要になるのが森林法第10条の い。このなかで、届け出ではなく、責任官

いことがよくわかる。いまの法律は開発の

アしなければならない法律は以下の通りで

北海道自然環境保全条例

特定の開発

道路法 国有財産法

森林法第10条の2

林地開発行為許可

河川法

このように、鶴居カントリークラブの建

日本の法律が環境保全の視点を持って

立公園に指定されている。そして、いくつ の法律や制度が別に必要になる。そのひと ないことから、環境保全や自然保護のため 上げると、 かの法律により保護されている。それらを つが国立公園である。そして釧路湿原も国

天然記念物 国立公図

た自然地域」 北海道自然環境保全指針での「すぐれラムサール条約登録地

力があるのだろうか。は、鶴居カントリークラブ建設の規制に効に指定されている。これら保護目的の法律

国立公園とゴルフ場

ものであろうか。 そしてタンチョウを保護するうえで十分ななった。現在は国立公園の制度は釧路湿原、なった。現在は国立公園の制度は釧路湿原、

国立公園に指定された場所は、様々な規制を受ける。森林の伐採、建物の高さや外制を受ける。森林の伐採、建物の高さや外観、営業行為などが規制を受け、これら開観、営業行為などが規制を受け、これら開観、営業行為などが規制を受け、これら開えのように国立公園に指定されたが、湿原に流入する河立公園に指定されたが、湿原に流入する河立公園に指定されたが、湿原に流入する河立公園に指定されたが、湿原に流入する河立公園に指定されたが、湿原に流入する河に、この地域は開発の規制がなにもされていないのである。

では、 のは国立公園から外れているから、法によるは国立公園から外れているから、法によるは国立公園から外れているから、法によるががが国立公園内に流れ込むことがわかっていたとしても、現在の法制度ではどうすることもできないのだ。天然記念物につすることもできないのだ。天然記念物につすることもできないのだ。天然記念物につすることもできないのだ。 でなったといっても事態に変化はない。 をれてはほかに保護の指針はないのだろ

森林法とゴルフ場

道を中止に持ち込んだ大きな力も、北海道 表が「水源かんよう保安林」である。 保安 の室蘭岳のスキー場の工事を中断させてい と呼ばれるものなのだ。白紙山地の滑秋林 れる。それが異議意見の提出、「異議意見む に、異議を申し立てる権利が法律で保証さ のだ。そして、地域の住民が、保安林解除 林を開発するよりも厳しい制度におかれる を得ないと開発ができなくなる。通常の森 に転用する場合「保安林解除」の手続きが 林に指定されると、森林を農地やゴルフ場 して、保安林の制度が定められた。その代 る。このような森林の公益的な機能に着目 を防いだり、がけ崩れを防止する働きがあ 森は時に「緑のダム」といわれるように保 場の規制が可能かどうか検討してみよう。 必要になり、知事と農林水産大臣から許可 水能力が備わっている。また、土砂の流出 視点を変え、森林の保全の面からゴルフ

てに、通常の素材の開発にはまったく規制がないのだろうか。じつは森林を開発し、神地であれ、知事の許可を受ける必要がある。これは森林法第10条の2「林地開発許る。これは森林法第10条の2「林地開発許する)場合は都道府県知事の許可が必要に才る)場合は都道府県知事の許可が必要になるのである。この法律では次の場合、森林の開発を許可してはならないことを明記している、

災害が予想される場合1、森林の開発によって、土砂の流出や

2、水源かんよう機能が著しく損なわれ

3、周辺の環境を著しく悪化させるおそれが予想される場合
解釈に幅のでる記述であるが、この法律に解釈に幅のでる記述であるが、この法律になって、森林の開発を中止することが可能なのである。韓居カントリークラブの建設なのである。韓居カントリークラブの建設なのである。韓居カントリークラブの建設なのである。韓居カントリークラブの建設なのである。東京では北海道全体の住民の合意が必要なの発には北海道全体の住民の合意が必要なのである。

ゴルフ場開発ブームと規制

規制が非常に難しい。逆にいえば、それにこのように現在の法制度ではゴルフ場の

在のところ森林をそのままに保護する場

るのも「異議意見街」の力なのである。現

合、最も効果のある手段である。ところが

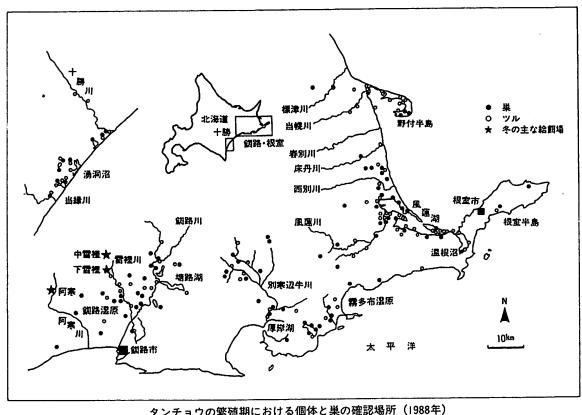
うか。北海道では独自に90年に「自然環境

るのであろうか。 ものであろうか。 ものであろうか。

し」という例外を認めている、し」という例外を認めている、ところが、この要網には「ただめである。ところが、この要網には「ただいという2点でゴルフ場開発を規制したもいという2点でゴルフ場開発を規制したもいという2点でゴルフ場開発を規制した。この要網別では新たな開発は認めないという2点でゴルフ場開発を規制したものである。ところが、この要網には「ただのである。ところが、この要網には「ただのである。ところが、この要網には「ただった」という例外を認めている、

ただし、国若しくは道の定めた開発 計画等において位置付けられている開 若しく寄与し、かつ、地域の自然及び 生活環境を損なわないものとして市町 生活環境を損なわないものとして市町 生活環境を損なわないものとして市町 を が認める開発事業については、こ

この例外規定を駆使すると、いくらでもこの例外規定をよく読んでみると、前半はリゾート法で指定を受けた市町村を指していると思われる。後半は、開発と保護を天秤にかけた内容だが、「地域の自然及び生活環境を損なわない」ことを地元住民が判断するのではなく、自治体の首長の判断によっていることが注目される。自治体の首長の判断によっていることが注目される。自治体の首長の判断によっていることが注目される。自治体の首長のではなく、自治体の首長の判断によっていることが注目される。自治体の首長の



ウの繁殖期における個体と巣の確認場所

北海道自然保護課1990「斉い星のツルたち」より

タンチョウ保護の歴史

安泰といえるだろうか。

て手厚く保護されているが、彼らの将来は

いま、タンチョウは特別天然記念物とし

ことができたという。江戸時代は本州では 道全域で繁殖しており、本州でも姿を見る かつて、タンチョウは道北を除いた北海

> 禁猟だったが、北海道では狩猟の対象にな り、タンチョウは激滅してしまった。18 般人が猟銃を持つことが許されるようにな っていた。ところが明治時代に入ると、一 とができなくなってしまっていた。192 の頃にはタンチョウの姿はほとんど見るこ 89年、ツル捕獲禁止令が出されたが、そ

居カントリークラブだけでなく、他のゴル

フ場やリゾート開発が計画されており、

決

る状態を見てみよう。彼らのすみかは、

鶴

最後にタンチョウの生息地がおかれてい

もゴルフ場の前には無力であった。

してよい状態にはないのである。

だろう。 しまうのだから、ゴルフ場の新設に疑問を 判断ひつとでゴルフ場の新設が認められて 申請をしており(申請は昨年5月)、この要 感じた住民は首長に対して意見を出してお かないと、ゴルフ場開発が進行してしまう トリークラブはこの要網の指導を受けた いと批判されているが、じつは、鶴居カン 駆け込み申請 このように、この指導要網は抜け道が多 要綱の施行以前に、いわゆる駆け込み 網ではなく、昨年2月に通知された「ゴル る。規制要網の適用を受けないため具体的 水対策踝に問い合わせたところ、現在審議 談申諮勘」を知事に提出しており、道土地 けではない。鶴居村は昨年9月に「事前相 られているので、まったく野放しというわ 策連絡協議会」で審議を受けることが定め な開発規制は指導されないのである。ただ フ場開発に対する暫定措置」に従うのであ し暫定措置では地元町村長が知事あてに 「事前相談」を申請し、「北海道土地・水対

天然記念物に指定されている。けれどもこれらの保護制度 ―ル条約の登録地でもある、そしてタンチョウ自身も特別 釧路湿原は国立公園であり、天然記念物であり、ラムサ 一流から蝕まれる国立公園 中ということである(2月27日現在)。

始された。 護会」が結成され、翌年から人口給餌が開 35年にはタンチョウと生息地が天然記念 物に指定され、地元では「釧路国丹頂鶴夢 チョウ十数羽が釧路湿原で発見され、19 4年、一時は絶滅したと思われていたタン

斉調査では499羽を確認している。今に年からタンチョウは増えはじめ、現な

今年の一

斉調査」が始められたのもこの年だ。この

いまも続けられている「タンチョウー

うような成果をあげられなかった人口給餌

そして人を恐れて近づかないため、

初めて成功したのも、

この年である。

記念物に指定され、戦後の保護が開始され

タンチョウと繁殖地が天然

だろうか。北海道自然保護課が昨年出版」

『青い星のツルたち』では、この疑問に

それでは、タンチョウの将来は安心なの

つぎのような見解を示している

その答えは「否」です。それはタンチョウの繁殖地である湿原が農地開発などのために壊され狭められているからです。このことはこれまでの調査・らです。このことはこれまでの調査・いかし、タンチョウ営巣地の50%近くしかし、タンチョウ営巣地の50%近くはいまでに法的な保護を全く受けていはいまでに法的な保護を全く受けていません。この点では1972年の提言以来、実質的にはほとんど改善されていないのです。

根室地方で大規模な開発が始まったのが 根室地方で大規模な開発が始まったの開拓も60年代に入ってからだし、釧路湿原に60年代は電線などに衝突して死亡する 個体が多くなった。そしてタンチョウが「増えている」とされる根拠は 「タンチョウー斉調査」での確認個 体数である。調査機器の精度の向上 体数である。調査機器の精度の向上が、調査人数によってタンチョウのや、調査人数によってタンチョウのト、調査人数によってタンチョウのと、調査人数によってタンチョウの

タンチョウの生息地が売却

タンチョウの繁殖地・生息地が、 中も証明されてしまった。根釧原野 年も証明されてしまった。根釧原野 の開発で島のように残された自然の の開発で島のように残された自然の の関系で島のように残された自然の の営巣が確認されているにもかか からず、地元別海町の議会はこの沼 を国土計画に売却する計画を決定し たのである。幸い、地元の方の反対 で町側は計画を博士撤回したが、リ で町側は計画を博士撤回したが、リ

けではない。

たな開発規制が加えられるわ

この条約の登録地に指定されると国はそ

危険は十分考えられる。

国立公園にゴルフ場?

することは、 場が建設されても法律を根拠に中止を要請 律的には問題がないのである。 そも土地の転売そのものは規制対象でない が計画された場所は国立公園の「普通地区 確認されている場所だったのである。売却 応によって、この売却計画は凍結になって されていないが、リゾート開発が目的だっ いるが、売却予定地はタンチョウの営巣が たのではないかと思われる。 や売却後の使用目的など詳しいことは報道 持っていることが明らかになった。売却先 一内の所有地を民間企業に売却する計画 売却された土地がどう使われようと法 開発の制限が定められていない。そも 今年1月、 できない。 釧路市農協が国立公 釧路支庁の対 もしゴル

ラムサール条約はどうか

本文で明記されているように

ラムサール条約は1971年イランのララムサール条約は1971年イランのラなかである。現在62ヵ国が加入しており、登約である。現在62ヵ国が加入しており、登録された湿原は世界で30万㎞に達している。日本での登録地は釧路湿原のほか、宗る。日本での登録地は釧路湿原のほか、宗る。日本での登録地は釧路湿原のほか、宗行れどもラムサール条約の登録地となっけれどもラムサール条約の登録地となっけれどもラムサール条約の登録地となっけれどもラムサール条約の登録地となっけれどもラムサール条約の登録地となっけれどもラムサール条約の登録地となっけれどもラムサール条約の登録地となっ

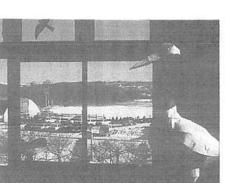
意味する。条約そのものが新しい保護策を化財保護法に沿った保護策を講じることを化財保護法に沿った保護策を講じることをになっている。日本では、国立公園法や文になっている。日本では、国立公園法や文になっている。

ることがないのである。国内の法体系がしっかりしていないとヲ国内の法体系がしっかりしていないとヲ国内の法体系がしっかりしていないとヲ

義務付けるものではない。

北海道庁の自然保護はどうか

最後に自治体としての北海道の自然保護 策がどうなっているのか検討してみたい。 第定した。このなかで釧路湿原は「すぐれた自然地域」とされ、釧路湿原そのものが た自然地域」とされ、釧路湿原そのものが た自然地域」とされ、釧路湿原をのものが で維持できるように、周辺を含めて厳正な で維持できるように、周辺を含めて厳正な



左の丘の雪が白く見えているところが ゴルフ場予定地だ サンクチュアリからよく見えるのである

10

ならないのである。 ない」ため、開発をとめる法的な根拠には「法的な効力を有したり規制を伴うもので

水源保全策を

このように現在の法令は、釧路湿原の保全やタンチョウの保護にとっては心もとないものであることがわかったと思う。残念いものであることがわかったと思う。残念いものであることがわかったと思う。残念は発引きに終わっている。そのうえ、リゾー終引きに終わっている。そのうえ、リゾーと地種区分も、既存の開発計画を優先させた地種区分も、既存の開発計画を優先させた終引きに終わっている。そのうえ、リゾーとの適用を受けた地域では、開発を優先させた終引きに終わっている。そのうえ、リゾーとの適用を受けた地域では、開発を優先した地種区分の変更も可能なのである。国した地種区分の変更も可能なのである。

朝路湿原の保全に限定して話を進めると、湿原は河川の下流域にひろがっていると、湿原は河川の下流域にひろがっている が、釧路湿原の保護に必要となる。ところが、釧路湿原の保護に必要となる。ところが、側路湿原の保護に必要となる。ところが、側されるのもこのことが原因となっている。そのほかにも国立公園の上流でいくつる。そのほかにも国立公園の上流でいくつる。そのほかにも国立公園の上流でいるが、いまのところ法的な規制が行われていないのであところ法的な規制が行われていないのである。

林や農地を含めた環境保全策の策定、水源生物を保護するために、湿原の上流域の山タンチョウの保護、あるいは釧路湿原の

とが必要だろう。

二回目の公開質問状

鶴居村長 炭者和三郎殿91年2月20日

化用矿引火 化海道自然保護連合代表 稲田 孝治

あげます。 回答をもとに、不明な点を再度ご質問さし回答をもとに、不明な点を再度ご質問さしくださり、ありがとうございました。その

いて1、タンチョウへの農薬汚染の可能性につ

世村はゴルフ場からの農薬流出について「30年確率の降雨強度に対しても、農薬の「30年確率の降雨強度に対しても、農薬ののでその前には農薬は散布しない」と回答のでその前には農薬は散布しない」と回答されています。

うことが判明しました。 稼動中のゴルフ場での使用例がない」といルパールは昨年開発された新製品であり、ルガノ株式会社に問い合わせたところ「オレガノ株式会社に問い合わせたところで、オルバールの販売者であるオ

また、89年に起きた広島町での養殖魚大郎で事故は降雪を予測して雪腐れ病予防性死亡事故は降雪を予測して雪腐れ病予防性が、大事故に至ったものです。貴村はゴルフ場の誘致に伴い、大雨を確実に予測で降り、大事故に至ったものです。貴村はゴルフ場の誘致に伴い、大雨を確実に予測でよる気象観測機関を設置されるのでしょうの飛来時期は一致するのです。

も不可欠です。れているように非常事態への対策は何事にせん。原子力発電所でも避難訓練が実施させん。原子力発電所でも避難訓練が実施さらに、世の中には絶対安全はありえま

妥当とお考えですか。
①長期間にわたる使用例がなく、農薬吸着能力や耐久性が実証されていない製品を用能力や耐久性が実証されていない製品を用能力を耐く、農薬吸着

②第三者による長期間にわたる実験データの第三者による長期間にわたる実験データがけを用いてかいパールの耐久性や大量降雨時の能力をを使用せず、販売者のデータだけを用いてからとお考えですか。

か。 徴証することは考えていらっしゃいます 徴を後オルバールの能力を第三者によって

①大雨を「当然予測できる」根拠をお示し

ような対策をとられますか。⑤もし、ゴルフ場の建設および稼動によっください。

持たれています。ことから、このゴルフ場は国民的な関心がら、このゴルフ場は国民的な関心が多ンチョウの生息地の上流の計画である2、説明会について

たのオレス易の予定也の半分よる平前に名、ゴルス場造成中途放棄地の災害防止策の能性についてお答えください。

中止された荒れ地となっています。貴村はックの影響で約8割の完成だんかい工事がゴルフ勘造成工事を行ったが、オイルショこのゴルフ場の予定地の半分は15年前に

在に15年前と同じ結果を生むことが考えら戦争により経済の先行きが不透明である現割防止策として位置付けていますが、湾岸割防止策として位置付けていますが、湾岸

いでしょうか。 災害防止対策は、経済状態に左右されな

かった理由をお示しください。
①災害防止対策を選択しな
②公共事業による災害防止対策を選択しな
の公共事業による災害防止対策を選択しな

策はどのようになさいますか。の経済状況の変化などによって、今回のゴッ銀活状況の変化などによって、今回のゴッチでは、当然豊かな生態系を目指したもの)を対策(当然豊かな生態系を目指したもの)を対策(当然豊かな生態系を目指したもの)を

ることも事実です。
は、ゴルフ場の経済効果に受問が持たれていり活性化」が謳われています。しかし、ゴリ活性化」が謳われています。しかし、ゴリ活性化」が謳われています。しかし、ゴリーのでは、対し、対し、対し、対

的にお答えください。○鶴居村の地域振興、活性化はどのようなそこですか。鶴居村の現状を踏まえて具体とですか。鶴居村の地域振興、活性化はどのような

②ゴルフ場に代わる地域振興策についてどのように考えておられますか。 以上

平成2年1月24日

会長 桜 井 基 博

平成3年1月16日

釧路支庁 支庁長 阿部 茂 殿

釧路自然保護協会

釧路自然保護協会 会長 遠 藤 利 雄

釧路湿原国立公園周辺のゴルフ場及びリ

ゾート開発の規制に関する要賭について

日頃貴職には釧路地方の環境問題につきまして、特段のご努力を 賜り深く感謝申し上げる次第であります。

さて、釧路湿原国立公園も第3年次を迎え、保護と利用の両面から、 地位住民並びに国民の関心を集め、その価値の認識と評価を高めて いるところであります。

しかし一方で、釧路地域活性化という呼び声のもとに、周辺地域 においてゴルフ場の造成及びリゾート開発等の計画が次々に打ち出 され、もしこれらの事業が計画通り実施されるとするならば、保護 を前提とした自然公園法の精神にもとるばかりでなく、国際的にも 評価が高く、我が国唯一の原生湿原えなしくずし的に崩壊する危機 に直面することをおそれるものであります。

造成時における土砂の流入、施設からの生活排水、ゴルフ場の有害物質等、全国的にも多くの事例を見ることができますが、釧路湿原国立公園においてもごれらの施設の造成は、動植物の生息環境を破壊し、その生存を不可能にすることとなり、国立公園の存立にもかかわるものであります。ひいては利用面からの価値も低下し、地域活性化はもとより観光事業を色彩を失い、結果的には元も子もなくする事態に至りかねないのであります。

たとえ開発地域が国立公園普通地域であって、法的に開発が許容される場所であっても、長期的な観点に立って、景観、水質等に及ぼす影響を配慮して、これら造成計画に対し厳重な制限処置と指導を賜ります様、要請申し上げる次第であります。

ゴルフ場開発等の規制に関する要請について

北海道知事 横 路 孝 弘 殿

日頃環境問題につきましては、特級のご努力を賜り深く感謝申し 上げる次第であります。

さて、道におきましては、「ゴルフ場開発に対する暫定措置」「ゴルフ場開発の規制に関する要項」を定め、開発行為のご指導をいただいてきたところでありますが、道内のゴルフ場は施行中、認可待ち、申請中等を含め依然としてラッシュが続いています。釧路地方においても同様の傾向を示し、既存7施設に対して認可待ちから計画中まで含めると15件が見込まれており、特にこれらの計画が釧路湿原国立公園周辺に集中していて、湿原の保全上憂慮される状況にあります。当協会では昨年1月「ゴルフ場、リソート開発行為に対する規制ガイドライン」(別添)を定め、関係機関に指導要請を申し上げ、また企業に対しまして要請して参りましたが、開発計画を止まるところなく進行しております。もしこのまま、ゴルフ場等の立地を看過するなら、自然環境の保全に重大な影響を及ぼすことは必至であります。

つきましては、釧路地方、釧路湿原国立公園周辺の立地について、 今後協議されるものは勿論、すでに暫定措置あるいはそれ以前の申 篩に係わる認可待ちや申請中にあっても、「ゴルフ場開発の規制に関 する要項」に準じて、厳しい措置と指導をされる様、ここに重ねて 要請申し上げる次第です。

尚、釧路湿原周辺にあたっては、サムサール条約締約国会譲前の 施行は見合わせる様、指導方よろしくお願い申し上げます。

タンチョウと湿原の保護を

日本野鳥の会をはじめとしてタンチョウの保護を要請する文書が 提出されている。鶴居カントリークラブがたいへんな関心を持たれ ている証拠といえるだろう。その多くが、釧路湿原の保護を目的に しているのが注目される。水源の保全が急務となっているのだ。

団体の動き

90年	12月18日	説明会	鶴居村	地元自然保護関係者
	19🖯	要望書	日本野鳥の会	北海道自然保護連合
	20⊟	公開質問状	鶴居村長	北海道自然保護連合
91年	1月16日	規制要請審	知事	釧路自然保護協会
	17日	見直し要請書	鶴居村長	地元有志7名
	18⊟	公開質問回答返送	鶴居村より	
	22⊟	タンチョウ保護	知事、環境庁	日本野鳥の会
		推進要請書	文化庁ほか	釧路支部
	24⊟	規制要請魯	釧路支庁長	釧路自然保護協会
	31⊟	要望書	知事	日本野鳥の会本部
	2月20日	公開質問状	鶴居村長	北海道自然保護連合

日野鳥発第 139号 平成3年1月31日

北海道知事機路孝弘殿

財団法人日本野島の会 会長 黒 田 長 久

要 望 冉

ゴルフ場開発による自然環境破壊防止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は 本会の野鳥保護事業に格段のご理解を賜り厚くお例申し上げます。

さし、野鳥をはじめとした全ての野生生物と、それらの生命を育む自然環境は、国民共有の財産であり、後世に受けついて行かなければならないものと本会は考えます。しかしながら、現在のわが国の状況は、年々加速度的にこ貴重な自然環境が破壊されており、特別に保護されているごくわずかの国土たけがこの破壊行為から守られているに過ぎません。特に近年のゴルフ場開発による自然環境の破壊は、日本全土で異常ともいえる速度で進んでおり、これ以上看過すことはできない状況です。

本会は1934年の設立以来、国内やアジア各国で野島と自然環境の保護に尽力してまいりました。 道内においては、 苫小牧市のウトナイ湖サンクチュアリ、 鶴居村の鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリなどの本会直営事業をはじめ、全国の会員や多くの人たちの協力を得て、野島の保護や自然環境の保全を進めております。 しかし、ゴルフ切開発によりこのウトナイ湖サンクチュアリと鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリが危機に顔しています。 シトナイ湖ではその水源であり、 貴道が策定された自然環境保全指針の中でも「すぐれた自然地域」として位置付けられている英々川の源流域にゴルフ切が計画されているため、自然環境そのものが脅かされています。 鶴居ではタンチョウの自然採食地でありねぐらでもある川の上流にゴルフ切が計画されており、タンチョウへの影響が危惧されているす。 2つのサンクチュアリは、全国の本会会員と支援者の力を合わ

せて進められているものだけに、保護も求める声が全国から寄せら れています。

また、本会が保全に直接取り組んでいる地域以外でも、ゴルフ場 開発によりシマフクロウやクマゲラなどの貴重な野生生物の生息が 脅かされる事態が道内各地で生じております。野生生物の生息地え ら離れた場所に計画されているゴルフ場でも、造成工事により生じ る騒音や、水質汚濁、水源枯渇、また完成後の営業時における農薬 や繋る肥料の使用などにより、野生生物が頂大な影響を被る恐れは 十分にあります。また、影響を受ける野生生物が希少である場合に は、絶滅を招くような取り返しのつかない時代に陥ることも容易に 予測されます。

つきましては、本会が保全を進めている地域をはじめ道内全体で、 これ以上ゴルフ場開発による自然環境の破壊を防ぎ、国民共有の財 産を後世に残してゆくため、貴道として実効ある対策を早急に講じ られるよう、下記の通り要望いたします。

敬 具

27

1、ウトナイ湖に流入する美々川の源流域に計画されている、美々 ブロジェクト内のゴルフ切開発について許可しないこと。並びに、 ウトナイ湖の自然環境に影響を与える可能性のある、新規のゴルフ 切開発計画は許可しないこと。

2、タンチョウ、シマフクロウ、クマゲラなどの希少な鳥類の生息 地、また希少な鳥類の生息に影響を与える可能性のある地域でのゴ ルフ場開発を許可しないこと。

3、原生自然環境を残している地域、またこの地域の環境に影響を 与える可能性のある地域でのゴルフ場開発を許可しないこと。

4、上記3項目に含まれない地域でも、自然保護団体等が野生生物 の重要な生息地であるとして公表した地域、及びその地域の生息環 境に影響を与える可能性のある地域でのゴルフ場開発を許可しない こと。

5、既存または新設のゴルフ場を問わず、農薬は化学肥料などの使用については、そのゴルフ場の内外において、野生生物の生息に影響を与えることの無いように指導すること。

平成3年1月22日

北海道知亦 横 路 孝 弘 殿

日本野島の会釧路支部 支部長 永 田 洋 平

特別天然記念物タンチョウの生息保護推進に関 する要請について

日頃、タンチョウの保護に尽力されておられますとこに、敬意を 表します。

日本におけるタンチョウ保護活動の成果は、世界的に高く評価されています。タンチョウを受するたくさんの人々の地道な保護活動と、釧路湿原に代表されるタンチョウの生息適地が北海道東部に存在していることが、日本において今日まで野生のタンチョウの生存を可能としてきました。しかし、営巣地である湿原は年々減少してきており、生息地の保護保全は今後の重要な課題となっています。

昭和62年、釧路湿原が国立公園に指定されまして、私ども野鳥に 親しみ自然をあいするものとしましては、釧路湿原の保護保全が一 層推進され、世界的に重要なタンチョウの生息地が末長くタンチョ ウの楽園になるであろうと強く期待してまいりました。

しかし、この数年、釧路湿原とその周辺では、自然の損失を伴う

諸々の開発行為が実施或いは計画されています。ことに、ゴルフ場の建設計画につきましては、釧路湿原の国立公園区域にごく隣接するものだけでも5ヵ所あると聞いております。そのいずれもが、タンチョウの生息地に近く、建設された場合には土砂、農薬が営巣地やねぐらとなっている河川へ流入するなどして、タンチョウへ甚大な影響を及ぼすことは明らかです。

自然を愛し、自然との調和ある生活をめざして活動する日本野島 の会釧路支部に集りものとしては、釧路湿原周辺におけるゴルフ場 の建設を緊認することはできません。

タンチョウの保護に係わる貨職におかれましては、私どもの"ただ釧路褪原の自然をタンチョウのために守ってやりたい"との稚拙な意をお汲みいただき、釧路湿原及びその周辺でのゴルフ場新設増設などの開発行為について、今後のタンチョウ保護への禍根を残さぬご対応を戴きたく切にお願い申し上げる次第です。

なお、この要望掛は次の機関へ提出させて戴きました。

環境庁長官 殿

文化庁長官 殿

北海道知事 殴

釧路湿原国立公園管理事務所長 殿

釧路支庁長 股

釧路教育局長 殿

切り抜き 7~8月

められ、今後ホテルの新設やロープウエ 上川管内東川町・旭岳温泉でロープウエ 岳でリゾート開発に乗り出した。これは ○大雪山・旭岳でリゾート開発 イを経営している企業を買収する形で始 ァグループが大雪山国立公園の主峰・旭 トマムリゾートを経営しているアルフ

易になることが見込まれている。 ムサール条約締約国会議は4日、93年の ○ラムサール会議、93年釧路開催が決定 に指定されているため、開発許認可が容 区であるが、リゾート法の重点整備地区 スイス・モントレーで開かれていたラ なお、同地は大雪山国立公園の特別地 (7月4日)

○オロロン鳥保護にカラス・カモメ駆除

第5回締約国会議を釧路市で開催するこ

セグロカモメやカラスを駆除することを に、オロロン鳥の卵とヒナを食べるオオ する目的で、環境庁は道や羽幌町ととも 売島のオロロン鳥(ウミガラス)を保護 絶命の危機にある留萌管内羽幌町・天

出し、指定が決まった。新しい国定公園 せた地域の国定公園指定を認める申請を 暑寒別と天売、焼尻の両道立公園を合わ ○暑寒別岳の国定公園指定決まる 環境庁の自然環境保全審議会は16日、 (7月11日)

> 96%が特別地域になる。 の面積は4万3千ねあまりで、そのうち

○道議会「幌延反対」を決議 (7月17日)

工学センター)の設置に反対する決議を ベル放射性廃棄物貯蔵・研究施設(貯蔵 が留萌管内幌延町に計画している、高い 自民党を除く各会派の賛成多数で可決し 第2回定例道議会は20日深夜の本会議 動力炉・核燃料開発事業団(動燃)

○釧路湿原隣接地に大リゾート 釧路湿原国立公園の達古式沼に隣接す

イの改修に着手する。

サン・クロレラ緑化である。 クロレラ(本社・京都市)の現地法人の めているのは健康食品販売の大手サン・ 想が、釧路町に持ち込まれた。構想を准 ルや温泉を合わせ持つリゾート施設の構 どを収蔵する美術館をメイトとし、ホテ る原野に、500億円相当の古美術品な

なっている。 によるとゴルフ場建設は営業中が13 会で「北海道のゴルフ場の現状」(6月1 道が25日、北海道国土利用計画地方審議 まで含めると現在の2、7倍の358ヵ 日現在)として発表したもの。この報告 所になることが明らかになった。これは ○道内のゴルフ場 構想含め358施設 道内のゴルフ場は計画、構想中のもの 計画・構想中184の合計358と 造成中33、道への開発許可申請中 (7月21日)

(7月26日)

事に提出した。 などを条件に開発を認める答申を横路知 が厚生省の暫定水質目標を達成すること 内赤井川村に計画しているヤマハ赤井川 て、排水りょり施設を設置し、放流水質 ゴルフクラブ(143 ha、18日)につい ヤマハ北海道リゾート株式会社が後志管 ○道公害審、赤井川ゴルフ場を許可 (会長・諸住高北大名誉教授) は30日 知事の諮問機関の道公害対策審議会

が機能した例は道内ではこれまでにほ が、大規模な砂防ダムに設置された魚消 るダムを造るよう配慮する」としている いるもので、同現業所は「魚がそ上でき 川に北海道庁釧路土木現業所が建設して んでいる。これは根室管内標津町の忠類 ○サクラマスの自然産卵河川に砂防ダム 自然産卵河川で砂防ダムの建設工事が准 道内でも数少なくなったサクラマスの

た。同事業は国立公園指定以前から行わ シの大群落がほぼ消滅したことが判明し 業のため湿原を代表する花のタチギボウ ○釧路湿原のタチギボウシの大群落消滅 釧路湿原国立公園で、国の農地開発車

を突破したことが明らかにされた。

(8月29日

494億円、借入金残高は初めて2兆円 収支は436億円の赤字、累積赤字は8 決算を発表した。それによると単年度の)国有林野事業、借入残高2兆円越す 林野庁は9日、国有林野事業の89年度

町により8月初めから約30ヶ所に「くく 害駆除員らが連日パトロールしている。 りわな」が仕掛けられたほか、3人の有 から1、5㎞のところまで現われている。 中旬からヒグマ4、5頭が出没、市街地 渡島管内木古内町の農業地帯で、7月 8月21日

7月31日

った」と弁明している。 蘭土木現業所浦川出張所で、同土現は 埋め立てられていたことが明らかになっ 河口が、道開発局室蘭開発建設部の手で 環境保全指針」で、「すぐれた自然地域 た。埋め立てを許可したのは北海道庁宮 として保全対象に選ばれた、日高幌別川 指針に盛り込まれた地域とは知らなか 昨年7月、道が策定した「北海道自然

(8月21日)

○ウミネコから有機スズ検出

化学物質専門委員会に報告した。それに をまとめ、中央公害対策審議会(中公審) 合物の「平成元年度の生物モニタリング」 ルスズ(TBT)の2種類の有機スズ化 るトリフェニルスズ(TPT)トリプチ 環境庁は20日、船底塗料などに使われ

○道内国有林8年度決算でる

単年度の赤字は308億円となってい る。なお赤字は全国の国有林の約70%に 入1、214億円、支出1、522億円、 89年度決算を発表した。それによると収 道営林局は10日、道内国有林野事業の

○クマ出没 木古内町大騒ぎ

していくという。 やめ、一本ずつ選択して切る択伐に転換 代以降に行われてきた2~3mの皆伐も てのような数10 畑にわたる皆伐や、70年 いの約3万5千haが残されている。かつ 然林は函館、松前、俱知安の3林務署無 について、原則として皆伐をしない方針 員会で、道有林のなかにあるブナ自然林 を明らかにした。道有林のなかのブナ自 道は22日、道議会企業会計決算特別委

(8月23日)

行している実態が明らかにされた。 植物連鎖により汚染が魚介類から鳥へ進 てTPTが検出されたことが報告され、 湾のウミネコからも、低濃度ながら初め ズキから高濃度で検出され、さらに東京 よると、TPTは瀬戸内海、東京湾のス

○18林務署を再編、縮小

8月11日

・は全道で18ある林務署を再編して、数ヵ 所の総合林務署にする一方、残りの林務 支所・事業所を全て廃止するというも 署は規模を大幅に縮小する。39ヶ所ある していることが明らかになった。計画で 道林務部が道有林の合理化計画を検討

○ブナの森、皆伐さず

「保全地域」埋め立て

新 ŦIJ 紹 介



大泰司紀之•梶 光一•間野 「シマ・クマ国際フォーラム 野生生物情報センター発行 北海道1990報告書 勉 1660 編

のなかで、野生動物保護管理に携わって 世界の第一線級の研究者が来日した。そ の野生動物の現状を見てまわった。そし れ、知床国立公園などを見学し、北海道 いる研究者が学会終了後に北海道を訪 て、このフォーラムが開催されたのであ て北海道ツアーの最後の締めくくりとし 8月に横浜で、国際生態学会が開かれ、

カとカナダ、ヨーロッパ各国、そして中 の研究者がヒグマとエゾシカの生息状況 後に、北海道に野生動物保護管理を専門 国など多くの国にまたがった。そして最 の歴史と現状を紹介した。報告はアメリ からの研究者が自国の野生動物保護管理 と生息環境について報告し、ついで海外 て閉会した。このすべてが盛り込まれた に扱う機関を設置することをアピールし フォーラムでは、現在北海道で活躍中

> ついての疑問に答えてくれる一冊であ 的として格好の内容を持ち、保護管理に いうと誤解がつきまとう。本書は教科書 ろである。とかく野生動物の「管理」と が展開していくのか興味が持たれるとこ あるが、今後どのような行政的取り組み 日本ではなじみの浅いマネジメントで

会報 寄贈図書

〇 「こざくらだより」 夕張市千代田3-14 三浦真也方

ユウバリコザクラの会

加森ビル⑤ 札幌市中央区北3条西11丁目 th 北海道自然保護協会 NO HOKKAIDO Nº 73 「都市と自然」No.172~179 6 F

No. 99 • 100 県教員宿舎402号 宮城県石巻市泉町4-11-32 宮城県自然観察指導員連絡会 『宮城の自然観察』冬季号

丸ビル33号室 東京都千代田区丸の内2-4-1 附観光資源保護財団 軽 No. 256 263

報告集である。

全国自然保護連合 财世界自然保護基金(WWF)日本委 日本生命赤羽橋ビル7F 東京都港区芝3-1-14 |野生生物| No. 159 - 166

○ 『私たちの自然』 No.350 (附日本鳥類保護連盟



○ [World Rainforest Report] 256 P.O. Box368, Lismore, N.S.

TION CENTRE RAINFOREST INFORMA

○『会報』No. 52 · 53

旭川市旭岡1丁目

大雪と石狩の自然を守会

W.2480

(社大坂自然環境保全協会

『出羽三山の自然を守会だより』

岸本ビル2F

大阪市北区豊崎2丁目4-5

O JATANNEWS NO. 10 ○ [日本環境報] #26#27 Saiwai-cho 2-11 渋谷マンション801号 東京都渋谷区鴬谷町7-Yamsnasi-Ken, Kofu-shi 熱帯林行動ネットワーク

O JAVA NEWS No. 16. Rich Davis

ラスト運動

オイコス事務所 太子堂ハイム303

○ |石川の自然 | No.116~119 ニホンカワウソ友の会 東京都渋谷区広尾3-石川県金沢市三馬1-石川県自然保護協会

○ 「ヌタブカムシベ」 No.7・88 東京都文京区小石川5-37-1 タイガー小石川ハイツ703 『GREEN PEACE』5号 グリーンピース・ジャパン

Oikos No. 8 • 9 東京都世田谷区三軒茶屋 南北北海道自然保護協会 函館市榎本町1-17 宗像英雄方 0

○『多彩な展望を見せるナショナル・ト

O A · R · C = = - Z No. 11/12 川崎市麻生区岡上502-3 動物実験の廃止を求める会 東京都文京区本駒込3-4-2

○ 「全国自然通信」No.59・60

東京都北区王子本町1-

25 22

島根県松江市西津田1丁目5-17 「ネットワークニュース」8・12月号 アニマルライトセンター

○『かわうそ通信』No.10 しじみネットワーク 540 H

荒木孝三方

○『熱帯林保全のための 日本委員会 WWFボジション・ベーパー 「アフリカゾウの救済

の方からビデオカメラの寄 願いしたところ、賛助会員 お願いですが、ビデオデッ ありがとうございました。 贈がありました。たいへん ☆事務局からのお願い ためてお願いいたします。 キ・テレビのご寄贈をあら 前回、ビデオの寄贈をお 重ねがさね、厚かましい

北海道ナショナル・トラスト運動 推進連絡会議 発行

○『野鳥保護の現状と課題』 財日本野鳥の会 寄贈元 北海道自然保護課

○ 一21イメージの構築に向けて 21イメージ委員会 発行 寄贈元 ウトナイ湖サンクチュアリ ―北海道開発局の役割と展望―

○『苫小牧東部大規模工業基地に係わる 寄贈元 北海道商工労働観光部 北海道庁 発行 環境影響評価書』昭和61年4月

〇『山渓情報板 90-秋』 寄贈元 山と渓谷社 寄贈元 W世界自然保護基金(WWF)



タチギボウシ

編集後記

たいへん長い間お待たせしま した。『北の自然』の発行が遅れ たことをおわび申し上げます。 次回は知事選挙の公開質問状の 回答を掲載したものをお届けし ます。投票に参考になるように 3月末日の発送です。政党道本

> 100 1 No.47 1991 1

1991年 3月10日発行 編集 宇仁 義和

発 行 北海道自然保護連合 代表 稲田 孝治

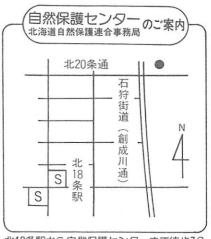
事務所 065 札幌市東区北20条 東1丁目 前田ビル203

自然保護センター 011-742-3161(TEL/FAX)

郵便振替 小樽 1-4071 賛助会費 年間 3.000円 印 刷 北海道機関紙印刷所

部にも質問状を提出しているの で、道外の選挙にも参考になる かと思います。賛助会員の方と の唯一のつながりであることを 再認識して、次号は遅れないよ うにいたします。

来年度はヒューマン・グリー ン・プラン、美瑛富士スキー場 をそれぞれ特集号を組んで報告 します。現地への撮影旅行や関 係省庁への資料収集などおもし ろい作業が待っています。興味 がある方、一緒に取り組んでみ ませんか。それでは、また。



(U)北18条駅から自然保護センターまで徒歩7分

⊸ 活動の記録・事務局 ∽

9月4~6日 知床シンポ報告集編集会議 9月 17日 知床シンポ報告集編集会議 9月 23日 知床シンポ報告集編集作業 12日 知床シンポ報告集完成 10月

10月13~15日 ブナ・原生林・自然を守る全国集会に参加

10月 24日 報告集案内状発送

ビデオ会「日高横断道路」「吹き矢とブルドーザー」 11月 9日 知事に「ゴルフ場に関する10項目の公開質問状」提

11月 17日 第1回ゴルフ場全面凍結北海道集会に参加

11月 27日 手稲ハイランドスキー場拡張問題で記者会見 12月 9日 弁天沼エゾシカ調査(FWFAと共同)

12月 20日 鶴居村長あてに「公開質問状」を発送 1月 17日 鶴居村長より公開質問状の回答到着

1月 20日 第3回代表者会議学習会「保安林を考える」(主催:北

大苫小牧演習林) に参加

1月 30⊟ ゴルフ場問題講演会(主催:日本野鳥の会)に参加

90年知事選挙公開質問状の一般公募を記者発表

2月 7日 90年知事選挙公開質問状候補案内状を発送

2月 18日 常務委員会



登 山 キャンピング カヌー アウトドア用品

秀岳 道,山9店

営業時間/AM10:00~PM7:00 定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎ (011)726-1235 旭川店 旭川市7条8丁目左2号 ☎ (0166)23-3416 (専用駐車場完備)